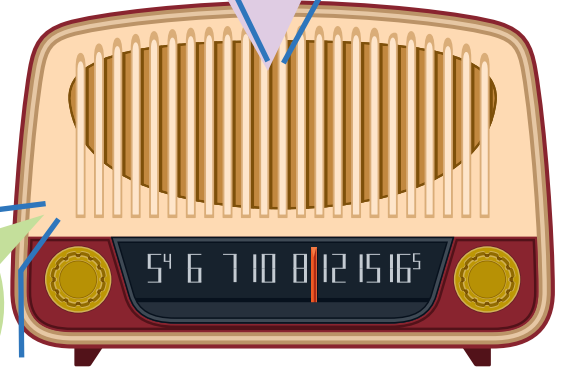


生存権裁判(いのちのとりで愛知訴訟)

友の会総会 第2部 記念講演

戦争は ウノから始まる

～戦争のリアルと政府のウソ～



講師 フリージャーナリスト 西谷 文和さん

7月27日、第42回友の会総会が行われました。その記念講演の内容を抜粋してお伝えします。

ウクライナとイスラエル

昨年10月に行われた現地取材に基づいたウクライナの状態をスライドの画像や映像を交えて報告して頂きました。ロシア兵によって倒されたテレビ塔等、リアルな戦地の状況を見ることができました。とりわけ、リヴィウの施設で、手足を失った兵士達が黙々とリハビリに励み、インタビューに対して「また戦場に戻りたい」と回答する様子に衝撃を受けました。西谷さんの「この兵士の多くは躁うつ病に罹っている。戦場に戻



るオフェル刑務所の貴重な映像を見ることができました。また、西エルサレムの旧市街地においてモスクに巡礼するアラブの人達に対して銃を持ったイスラエルの兵士が厳しい監視の目を向ける様子が印象的でした。さらに印象的だったのは、「アラブ人の命も大切」と掲げてデモを行うイスラエルの人々の様子でした。いわゆる無党派層において、徐々にネタニヤフ首相に退陣を求める声が広がっているとのことであり、このよ

りたいと言っていた兵士は躁状態だと思う。鬱状態の兵士の中には働くことができなくなっており、家庭が崩壊してしまったりもいる」とのコメン

うな声が戦争の終結に繋がっていることを願わずにはいられませんでした。

故中村哲さんと憲法9条

ウクライナとガザの戦争を見ても、戦争を始めるのは簡単だけれども、終わらせるのは非常に困難だということが分かります。しかし、「戦争を終わらせた人」として、アフガニスタン等で医療活動や灌漑事業に尽力された医師の中村哲さんのお話を取材時の画像や映像を交えて紹介して頂きました。

中村さんは国民の生活が豊かになることが対立の気運を和らげることに繋がるという信念の下、アフガニスタンに用水路を作る活動を行いました。この用水路は、砂漠に緑を取り戻し、干ばつから多くのアフガニスタン人を救いました。そして、農業を営むことを可能にし、国民に豊かさをもたらしました。中村さんは「カカムラ（中村のおじさん）」として、今でも現地の多くの人から慕われているとのこと。中村さんは、日本に憲法9条があることによつて各国の人々の憎悪の対象にならなかったことが、危険なアフガニスタンにおいて自分を守ってくれたとも話していたとのことでした。西谷さんは、今後の日本について、

第2部記念講演
YouTube後日配信
(限定公開)のご案内

✉ tomonokai42@nagoyalaw.com

上記メールアドレスへお申し込みください。
配信URLをお送りいたします。

※動画をアップロードする等の二次配信は固くお断り致します。
※お申し込み期限を延長しました。

お申し込み期限:8月31日(土)

「アメリカについていくか、それとも、中村さんから学んでいくか」の選択を迫られていると話します。

憲法9条を持つ日本は、中村さんが自らの生き方を以て示してくれた、「貧困を解決することが戦争の解決に繋がる」という教訓を活かし、非軍事的な方法で世界の紛争の解決に貢献できるのではないかと思います。

戦争はウソから始まる

西谷さんは、イラクのクウェート侵攻による惨状を訴えた「ナイラ」という少女が、湾岸戦争開始の世論に影響を与えたこと、しかし、実は、この「ナイラ」は自国に行ったことが一度もなかったという衝撃の事実を例に、「戦争はウソから始まる」と訴えました。日本においても、関東大震災時に「朝鮮人が井戸に毒を投げ入れた」というウソを広げることに陸軍が一役買っていたことや、安倍元首相が国会において108回もの虚偽を述べたという実例を示して、「ウソ」を見抜くことの大切さを伝えてくれました。

「Cの方法」という考え方

さらに、西谷さんは、戦争を防ぐために大切なこととして、「Aの方法かBの方法か」という選択を迫られたときに、「Cの方法もあるはず」と考えることを挙げます。たとえば、「消

費税増税か、社会保障削減か」と迫られたときに、「大企業や大富豪に対する増税という方法もある」と考えるというようなことです。戦争に關していえば、たとえば、「アメリカに負担するか、テロリストに負担するか」と迫られたときに、「話し合いを促す」という選択肢について考えるというようなことがとても重要だということなのです。

大阪万博とカジノ

最後に、大阪万博について、ドバイ万博の前例を見ても採算が合わない



のは明らかであり、それでも強行するのは、跡地においてカジノを建設するためであること、カジノに併設する劇場の経営権を狙う吉本興業とタッグを組んで万博を進めようとしていること、そもそも、この万博は、維新の会の代表であった橋下徹氏、同党の松井一郎氏、故安倍晋三元首相、菅義偉官房長官(当時)の「飲み会」において「思いつき」によって始められたものであること等、大変興味深い話をして頂きました。

この万博の話からも、表面的な報道に惑わされずに、その裏にある「真実」に目を向けることが大切であると感じました。

……感想……

何度も危険な地域に足を運び、丁寧な取材をされてきた西谷さんの話にはとても説得力がありました。また、スライドを駆使し、ユーモアも交えながらのお話は大変聴きやすかったです。最後に披露して頂いた替え歌等、エンターテインメント性も抜群でした。楽しみながら大切なことを学べる、非常に充実した2時間でした。



弁護士

酒井 寛
さかい ひろし

友の会 幹事

【三役】

会長 石原 愛子
副会長 大井 丈二
木村 美知
事務局長 鈴木 孝昌

【顧問】

太田 義郎
倉元 孝幸
牧野 浩
植村 寛郎

【幹事】

石原 愛子
太田 義郎
小林 純
舘 克典
坂野 逸朗
山下 立雲

板倉 浩幸
大西 龍吉
最賀 猛
谷藤 賢治
藤井 茂
鷺野 恵子

伊藤 良孝
岡田 エツ子
齊藤 愛子
塚本 時夫
藤井 将俊

植村 寛郎
川合 一成
佐竹 康弘
西村 建哉
堀 恵子

植木 日出男
木村 美知
島田 秀年
長谷 川康二
牧野 浩

梅北 政義
久野 賢一
杉本 恒
服部 守延
松本 茂満

大井 丈二
倉元 孝幸
鈴木 孝昌
原田 隆
森 雅欣

【会計監査】最賀 猛

※幹事の飯田 哲也さん、影山 一郎さん、森田 茂さんが今期退任されました。今までありがとうございました。

左から小宮弁護士、加藤弁護士、兼松弁護士



- ① = のりちゃん…世界平和を願いながら日々法律を勉強しているけど、解らないことだらけ。
- ② = 加藤 美代 弁護士
- ③ = 兼松 洋子 弁護士
- ④ = 小宮 千歩 弁護士



のりちゃん

みなと事務所
開設10周年！
ノリちゃんが
みなと事務所
所属の弁護士に
インタビュー!!

のりちゃんと みなとじむしょ

① のねえ、先生。どうしてみなとで法律事務所を開業しようと思ったの？

② 港区は、10数年前まで法律事務所がない弁護士過疎地でした。名古屋法律事務所のような「敷居の低い、市民のための法律事務所」が港区にもあればいいのにとずっと思っていました。名古屋法律事務所が法人化して、支店を出す話が出たとき、すぐみなと事務所を開こうと思いました。

③ ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㏀ ㏁ ㏂ ㏃ ㏄ ㏅ ㏆ ㏇ ㏈ ㏉ ㏊ ㏋ ㏌ ㏍ ㏎ ㏏ ㏐ ㏑ ㏒ ㏓ ㏔ ㏕ ㏖ ㏗ ㏘ ㏙ ㏚ ㏛ ㏜ ㏝ ㏞ ㏟ ㏠ ㏡ ㏢ ㏣ ㏤ ㏥ ㏦ ㏧ ㏨ ㏩ ㏪ ㏫ ㏬ ㏭ ㏮ ㏯ ㏰ ㏱ ㏲ ㏳ ㏴ ㏵ ㏶ ㏷ ㏸ ㏹ ㏺ ㏻ ㏼ ㏽ ㏾ ㏿ 㐀 㐁 㐂 㐃 㐄 㐅 㐆 㐇 㐈 㐉 㐊 㐋 㐌 㐍 㐎 㐏 㐐 㐑 㐒 㐓 㐔 㐕 㐖 㐗 㐘 㐙 㐚 㐛 㐜 㐝 㐞 㐟 㐠 㐡 㐢 㐣 㐤 㐥 㐦 㐧 㐨 㐩 㐪 㐫 㐬 㐭 㐮 㐯 㐰 㐱 㐲 㐳 㐴 㐵 㐶 㐷 㐸 㐹 㐺 㐻 㐼 㐽 㐾 㐿 㑀 㑁 㑂 㑃 㑄 㑅 㑆 㑇 㑈 㑉 㑊 㑋 㑌 㑍 㑎 㑏 㑐 㑑 㑒 㑓 㑔 㑕 㑖 㑗 㑘 㑙 㑚 㑛 㑜 㑝 㑞 㑟 㑠 㑡 㑢 㑣 㑤 㑥 㑦 㑧 㑨 㑩 㑪 㑫 㑬 㑭 㑮 㑯 㑰 㑱 㑲 㑳 㑴 㑵 㑶 㑷 㑸 㑹 㑺 㑻 㑼 㑽 㑾 㑿 㒀 㒁 㒂 㒃 㒄 㒅 㒆 㒇 㒈 㒉 㒊 㒋 㒌 㒍 㒎 㒏 㒐 㒑 㒒 㒓 㒔 㒕 㒖 㒗 㒘 㒙 㒚 㒛 㒜 㒝 㒞 㒟 㒠 㒡 㒢 㒣 㒤 㒥 㒦 㒧 㒨 㒩 㒪 㒫 㒬 㒭 㒮 㒯 㒰 㒱 㒲 㒳 㒴 㒵 㒶 㒷 㒸 㒹 㒺 㒻 㒼 㒽 㒾 㒿 㓀 㓁 㓂 㓃 㓄 㓅 㓆 㓇 㓈 㓉 㓊 㓋 㓌 㓍 㓎 㓏 㓐 㓑 㓒 㓓 㓔 㓕 㓖 㓗 㓘 㓙 㓚 㓛 㓜 㓝 㓞 㓟 㓠 㓡 㓢 㓣 㓤 㓥 㓦 㓧 㓨 㓩 㓪 㓫 㓬 㓭 㓮 㓯 㓰 㓱 㓲 㓳 㓴 㓵 㓶 㓷 㓸 㓹 㓺 㓻 㓼 㓽 㓾 㓿 㔀 㔁 㔂 㔃 㔄 㔅 㔆 㔇 㔈 㔉 㔊 㔋 㔌 㔍 㔎 㔏 㔐 㔑 㔒 㔓 㔔 㔕 㔖 㔗 㔘 㔙 㔚 㔛 㔜 㔝 㔞 㔟 㔠 㔡 㔢 㔣 㔤 㔥 㔦 㔧 㔨 㔩 㔪 㔫 㔬 㔭 㔮 㔯 㔰 㔱 㔲 㔳 㔴 㔵 㔶 㔷 㔸 㔹 㔺 㔻 㔼 㔽 㔾 㔿 㕀 㕁 㕂 㕃 㕄 㕅 㕆 㕇 㕈 㕉 㕊 㕋 㕌 㕍 㕎 㕏 㕐 㕑 㕒 㕓 㕔 㕕 㕖 㕗 㕘 㕙 㕚 㕛 㕜 㕝 㕞 㕟 㕠 㕡 㕢 㕣 㕤 㕥 㕦 㕧 㕨 㕩 㕪 㕫 㕬 㕭 㕮 㕯 㕰 㕱 㕲 㕳 㕴 㕵 㕶 㕷 㕸 㕹 㕺 㕻 㕼 㕽 㕾 㕿 㖀 㖁 㖂 㖃 㖄 㖅 㖆 㖇 㖈 㖉 㖊 㖋 㖌 㖍 㖎 㖏 㖐 㖑 㖒 㖓 㖔 㖕 㖖 㖗 㖘 㖙 㖚 㖛 㖜 㖝 㖞 㖟 㖠 㖡 㖢 㖣 㖤 㖥 㖦 㖧 㖨 㖩 㖪 㖫 㖬 㖭 㖮 㖯 㖰 㖱 㖲 㖳 㖴 㖵 㖶 㖷 㖸 㖹 㖺 㖻 㖼 㖽 㖾 㖿 㗀 㗁 㗂 㗃 㗄 㗅 㗆 㗇 㗈 㗉 㗊 㗋 㗌 㗍 㗎 㗏 㗐 㗑 㗒 㗓 㗔 㗕 㗖 㗗 㗘 㗙 㗚 㗛 㗜 㗝 㗞 㗟 㗠 㗡 㗢 㗣 㗤 㗥 㗦 㗧 㗨 㗩 㗪 㗫 㗬 㗭 㗮 㗯 㗰 㗱 㗲 㗳 㗴 㗵 㗶 㗷 㗸 㗹 㗺 㗻 㗼 㗽 㗾 㗿 㘀 㘁 㘂 㘃 㘄 㘅 㘆 㘇 㘈 㘉 㘊 㘋 㘌 㘍 㘎 㘏 㘐 㘑 㘒 㘓 㘔 㘕 㘖 㘗 㘘 㘙 㘚 㘛 㘜 㘝 㘞 㘟 㘠 㘡 㘢 㘣 㘤 㘥 㘦 㘧 㘨 㘩 㘪 㘫 㘬 㘭 㘮 㘯 㘰 㘱 㘲 㘳 㘴 㘵 㘶 㘷 㘸 㘹 㘺 㘻 㘼 㘽 㘾 㘿 㙀 㙁 㙂 㙃 㙄 㙅 㙆 㙇 㙈 㙉 㙊 㙋 㙌 㙍 㙎 㙏 㙐 㙑 㙒 㙓 㙔 㙕 㙖 㙗 㙘 㙙 㙚 㙛 㙜 㙝 㙞 㙟 㙠 㙡 㙢 㙣 㙤 㙥 㙦 㙧 㙨 㙩 㙪 㙫 㙬 㙭 㙮 㙯 㙰 㙱 㙲 㙳 㙴 㙵 㙶 㙷 㙸 㙹 㙺 㙻 㙼 㙽 㙾 㙿 㚀 㚁 㚂 㚃 㚄 㚅 㚆 㚇 㚈 㚉 㚊 㚋 㚌 㚍 㚎 㚏 㚐 㚑 㚒 㚓 㚔 㚕 㚖 㚗 㚘 㚙 㚚 㚛 㚜 㚝 㚞 㚟 㚠 㚡 㚢 㚣 㚤 㚥 㚦 㚧 㚨 㚩 㚪 㚫 㚬 㚭 㚮 㚯 㚰 㚱 㚲 㚳 㚴 㚵 㚶 㚷 㚸 㚹 㚺 㚻 㚼 㚽 㚾 㚿 㜀 㜁 㜂 㜃 㜄 㜅 㜆 㜇 㜈 㜉 㜊 㜋 㜌 㜍 㜎 㜏 㜐 㜑 㜒 㜓 㜔 㜕 㜖 㜗 㜘 㜙 㜚 㜛 㜜 㜝 㜞 㜟 㜠 㜡 㜢 㜣 㜤 㜥 㜦 㜧 㜨 㜩 㜪 㜫 㜬 㜭 㜮 㜯 㜰 㜱 㜲 㜳 㜴 㜵 㜶 㜷 㜸 㜹 㜺 㜻 㜼 㜽 㜾 㜿 㝀 㝁 㝂 㝃 㝄 㝅 㝆 㝇 㝈 㝉 㝊 㝋 㝌 㝍 㝎 㝏 㝐 㝑 㝒 㝓 㝔 㝕 㝖 㝗 㝘 㝙 㝚 㝛 㝜 㝝 㝞 㝟 㝠 㝡 㝢 㝣 㝤 㝥 㝦 㝧 㝨 㝩 㝪 㝫 㝬 㝭 㝮 㝯 㝰 㝱 㝲 㝳 㝴 㝵 㝶 㝷 㝸 㝹 㝺 㝻 㝼 㝽 㝾 㝿 㞀 㞁 㞂 㞃 㞄 㞅 㞆 㞇 㞈 㞉 㞊 㞋 㞌 㞍 㞎 㞏 㞐 㞑 㞒 㞓 㞔 㞕 㞖 㞗 㞘 㞙 㞚 㞛 㞜 㞝 㞞 㞟 㞠 㞡 㞢 㞣 㞤 㞥 㞦 㞧 㞨 㞩 㞪 㞫 㞬 㞭 㞮 㞯 㞰 㞱 㞲 㞳 㞴 㞵 㞶 㞷 㞸 㞹 㞺 㞻 㞼 㞽 㞾 㞿 㟀 㟁 㟂 㟃 㟄 㟅 㟆 㟇 㟈 㟉 㟊 㟋 㟌 㟍 㟎 㟏 㟐 㟑 㟒 㟓 㟔 㟕 㟖 㟗 㟘 㟙 㟚 㟛 㟜 㟝 㟞 㟟 㟠 㟡 㟢 㟣 㟤 㟥 㟦 㟧 㟨 㟩 㟪 㟫 㟬 㟭 㟮 㟯 㟰 㟱 㟲 㟳 㟴 㟵 㟶 㟷 㟸 㟹 㟺 㟻 㟼 㟽 㟾 㟿 㠀 㠁 㠂 㠃 㠄 㠅 㠆 㠇 㠈 㠉 㠊 㠋 㠌 㠍 㠎 㠏 㠐 㠑 㠒 㠓 㠔 㠕 㠖 㠗 㠘 㠙 㠚 㠛 㠜 㠝 㠞 㠟 㠠 㠡 㠢 㠣 㠤 㠥 㠦 㠧 㠨 㠩 㠪 㠫 㠬 㠭 㠮 㠯 㠰 㠱 㠲 㠳 㠴 㠵 㠶 㠷 㠸 㠹 㠺 㠻 㠼 㠽 㠾 㠿 㡀 㡁 㡂 㡃 㡄 㡅 㡆 㡇 㡈 㡉 㡊 㡋 㡌 㡍 㡎 㡏 㡐 㡑 㡒 㡓 㡔 㡕 㡖 㡗 㡘 㡙 㡚 㡛 㡜 㡝 㡞 㡟 㡠 㡡 㡢 㡣 㡤 㡥 㡦 㡧 㡨 㡩 㡪 㡫 㡬 㡭 㡮 㡯 㡰 㡱 㡲 㡳 㡴 㡵 㡶 㡷 㡸 㡹 㡺 㡻 㡼 㡽 㡾 㡿 㢀 㢁 㢂 㢃 㢄 㢅 㢆 㢇 㢈 㢉 㢊 㢋 㢌 㢍 㢎 㢏 㢐 㢑 㢒 㢓 㢔 㢕 㢖 㢗 㢘 㢙 㢚 㢛 㢜 㢝 㢞 㢟 㢠 㢡 㢢 㢣 㢤 㢥 㢦 㢧 㢨 㢩 㢪 㢫 㢬 㢭 㢮 㢯 㢰 㢱 㢲 㢳 㢴 㢵 㢶 㢷 㢸 㢹 㢺 㢻 㢼 㢽 㢾 㢿 㣀 㣁 㣂 㣃 㣄 㣅 㣆 㣇 㣈 㣉 㣊 㣋 㣌 㣍 㣎 㣏 㣐 㣑 㣒 㣓 㣔 㣕 㣖 㣗 㣘 㣙 㣚 㣛 㣜 㣝 㣞 㣟 㣠 㣡 㣢 㣣 㣤 㣥 㣦 㣧 㣨 㣩 㣪 㣫 㣬 㣭 㣮 㣯 㣰 㣱 㣲 㣳 㣴 㣵 㣶 㣷 㣸 㣹 㣺 㣻 㣼 㣽 㣾 㣿 㤀 㤁 㤂 㤃 㤄 㤅 㤆 㤇 㤈 㤉 㤊 㤋 㤌 㤍 㤎 㤏 㤐 㤑 㤒 㤓 㤔 㤕 㤖 㤗 㤘 㤙 㤚 㤛 㤜 㤝 㤞 㤟 㤠 㤡 㤢 㤣 㤤 㤥 㤦 㤧 㤨 㤩 㤪 㤫 㤬 㤭 㤮 㤯 㤰 㤱 㤲 㤳 㤴 㤵 㤶 㤷 㤸 㤹 㤺 㤻 㤼 㤽 㤾 㤿 㥀 㥁 㥂 㥃 㥄 㥅 㥆 㥇 㥈 㥉 㥊 㥋 㥌 㥍 㥎 㥏 㥐 㥑 㥒 㥓 㥔 㥕 㥖 㥗 㥘 㥙 㥚 㥛 㥜 㥝 㥞 㥟 㥠 㥡 㥢 㥣 㥤 㥥 㥦 㥧 㥨 㥩 㥪 㥫 㥬 㥭 㥮 㥯 㥰 㥱 㥲 㥳 㥴 㥵 㥶 㥷 㥸 㥹 㥺 㥻 㥼 㥽 㥾 㥿 㦀 㦁 㦂 㦃 㦄 㦅 㦆 㦇 㦈 㦉 㦊 㦋 㦌 㦍 㦎 㦏 㦐 㦑 㦒 㦓 㦔 㦕 㦖 㦗 㦘 㦙 㦚 㦛 㦜 㦝 㦞 㦟 㦠 㦡 㦢 㦣 㦤 㦥 㦦 㦧 㦨 㦩 㦪 㦫 㦬 㦭 㦮 㦯 㦰 㦱 㦲 㦳 㦴 㦵 㦶 㦷 㦸 㦹 㦺 㦻 㦼 㦽 㦾 㦿 㧀 㧁 㧂 㧃 㧄 㧅 㧆 㧇 㧈 㧉 㧊 㧋 㧌 㧍 㧎 㧏 㧐 㧑 㧒 㧓 㧔 㧕 㧖 㧗 㧘 㧙 㧚 㧛 㧜 㧝 㧞 㧟 㧠 㧡 㧢 㧣 㧤 㧥 㧦 㧧 㧨 㧩 㧪 㧫 㧬 㧭 㧮 㧯 㧰 㧱 㧲 㧳 㧴 㧵 㧶 㧷 㧸 㧹 㧺 㧻 㧼 㧽 㧾 㧿 㨀 㨁 㨂 㨃 㨄 㨅 㨆 㨇 㨈 㨉 㨊 㨋 㨌 㨍 㨎 㨏 㨐 㨑 㨒 㨓 㨔 㨕 㨖 㨗 㨘 㨙 㨚 㨛 㨜 㨝 㨞 㨟 㨠 㨡 㨢 㨣 㨤 㨥 㨦 㨧 㨨 㨩 㨪 㨫 㨬 㨭 㨮 㨯 㨰 㨱 㨲 㨳 㨴 㨵 㨶 㨷 㨸 㨹 㨺 㨻 㨼 㨽 㨾 㨿 㩀 㩁 㩂 㩃 㩄 㩅 㩆 㩇 㩈 㩉 㩊 㩋 㩌 㩍 㩎 㩏 㩐 㩑 㩒 㩓 㩔 㩕 㩖 㩗 㩘 㩙 㩚 㩛 㩜 㩝 㩞 㩟 㩠 㩡 㩢 㩣 㩤 㩥 㩦 㩧 㩨 㩩 㩪 㩫 㩬 㩭 㩮 㩯 㩰 㩱 㩲 㩳 㩴 㩵 㩶 㩷 㩸 㩹 㩺 㩻 㩼 㩽 㩾 㩿 㪀 㪁 㪂 㪃 㪄 㪅 㪆 㪇 㪈 㪉 㪊 㪋 㪌 㪍 㪎 㪏 㪐 㪑 㪒 㪓 㪔 㪕 㪖 㪗 㪘 㪙 㪚 㪛 㪜 㪝 㪞 㪟 㪠 㪡 㪢 㪣 㪤 㪥 㪦 㪧 㪨 㪩 㪪 㪫 㪬 㪭 㪮 㪯 㪰 㪱 㪲 㪳 㪴 㪵 㪶 㪷 㪸 㪹 㪺 㪻 㪼 㪽 㪾 㪿 㫀 㫁 㫂 㫃 㫄 㫅 㫆 㫇 㫈 㫉 㫊 㫋 㫌 㫍 㫎 㫏 㫐 㫑 㫒 㫓 㫔 㫕 㫖 㫗 㫘 㫙 㫚 㫛 㫜 㫝 㫞 㫟 㫠 㫡 㫢 㫣 㫤 㫥 㫦 㫧 㫨 㫩 㫪 㫫 㫬 㫭 㫮 㫯 㫰 㫱 㫲 㫳 㫴 㫵 㫶 㫷 㫸 㫹 㫺 㫻 㫼 㫽 㫾 㫿 㬀 㬁 㬂 㬃 㬄 㬅 㬆 㬇 㬈 㬉 㬊 㬋 㬌 㬍 㬎 㬏 㬐 㬑 㬒 㬓 㬔 㬕 㬖 㬗 㬘 㬙 㬚 㬛 㬜 㬝 㬞 㬟 㬠 㬡 㬢 㬣 㬤 㬥 㬦 㬧 㬨 㬩 㬪 㬫 㬬 㬭 㬮 㬯 㬰 㬱 㬲 㬳 㬴 㬵 㬶 㬷 㬸 㬹 㬺 㬻 㬼 㬽 㬾 㬿 㭀 㭁 㭂 㭃 㭄 㭅 㭆 㭇 㭈 㭉 㭊 㭋 㭌 㭍 㭎 㭏 㭐 㭑 㭒 㭓 㭔 㭕 㭖 㭗 㭘 㭙 㭚 㭛 㭜 㭝 㭞 㭟 㭠 㭡 㭢 㭣 㭤 㭥 㭦 㭧 㭨 㭩 㭪 㭫 㭬 㭭 㭮 㭯 㭰 㭱 㭲 㭳 㭴 㭵 㭶 㭷 㭸 㭹 㭺 㭻 㭼 㭽 㭾 㭿 㮀 㮁 㮂 㮃 㮄 㮅 㮆 㮇 㮈 㮉 㮊 㮋 㮌 㮍 㮎 㮏 㮐 㮑 㮒 㮓 㮔 㮕 㮖 㮗 㮘 㮙 㮚 㮛 㮜 㮝 㮞 㮟 㮠 㮡 㮢 㮣 㮤 㮥 㮦 㮧 㮨 㮩 㮪 㮫 㮬 㮭 㮮 㮯 㮰 㮱 㮲 㮳 㮴 㮵 㮶 㮷 㮸 㮹 㮺 㮻 㮼 㮽 㮾 㮿 㯀 㯁 㯂 㯃 㯄 㯅 㯆 㯇 㯈 㯉 㯊 㯋 㯌 㯍 㯎 㯏 㯐 㯑 㯒 㯓 㯔 㯕 㯖 㯗 㯘 㯙 㯚 㯛 㯜 㯝 㯞 㯟 㯠 㯡 㯢 㯣 㯤 㯥 㯦 㯧 㯨 㯩 㯪 㯫 㯬 㯭 㯮 㯯 㯰 㯱 㯲 㯳 㯴 㯵 㯶 㯷 㯸 㯹 㯺 㯻 㯼 㯽 㯾 㯿 㰀 㰁 㰂 㰃 㰄 㰅 㰆 㰇 㰈 㰉 㰊 㰋 㰌 㰍 㰎 㰏 㰐 㰑 㰒 㰓 㰔 㰕 㰖 㰗 㰘 㰙 㰚 㰛 㰜 㰝 㰞 㰟 㰠 㰡 㰢 㰣 㰤 㰥 㰦 㰧 㰨 㰩 㰪 㰫 㰬 㰭 㰮 㰯 㰰 㰱 㰲 㰳 㰴 㰵 㰶 㰷 㰸 㰹 㰺 㰻 㰼 㰽 㰾 㰿 㱀 㱁 㱂 㱃 㱄 㱅 㱆 㱇 㱈 㱉 㱊 㱋 㱌 㱍 㱎 㱏 㱐 㱑 㱒 㱓 㱔 㱕 㱖 㱗 㱘 㱙 㱚 㱛 㱜 㱝 㱞 㱟 㱠 㱡 㱢 㱣 㱤 㱥 㱦 㱧 㱨 㱩 㱪 㱫 㱬 㱭 㱮 㱯 㱰 㱱 㱲 㱳 㱴 㱵 㱶 㱷 㱸 㱹 㱺 㱻 㱼 㱽 㱾 㱿 㲀 㲁 㲂 㲃 㲄 㲅 㲆 㲇 㲈 㲉 㲊 㲋 㲌 㲍 㲎 㲏 㲐 㲑 㲒 㲓 㲔 㲕 㲖 㲗 㲘 㲙 㲚 㲛 㲜 㲝 㲞 㲟 㲠 㲡 㲢 㲣 㲤 㲥 㲦 㲧 㲨 㲩 㲪 㲫 㲬 㲭 㲮 㲯 㲰 㲱 㲲 㲳 㲴 㲵 㲶 㲷 㲸 㲹 㲺 㲻 㲼 㲽 㲾 㲿 㳀 㳁 㳂 㳃 㳄 㳅 㳆 㳇 㳈 㳉 㳊 㳋 㳌 㳍 㳎 㳏 㳐 㳑 㳒 㳓 㳔 㳕 㳖 㳗 㳘 㳙 㳚 㳛 㳜 㳝 㳞 㳟 㳠 㳡 㳢 㳣 㳤 㳥 㳦 㳧 㳨 㳩 㳪 㳫 㳬 㳭 㳮 㳯 㳰 㳱 㳲 㳳 㳴 㳵 㳶 㳷 㳸 㳹 㳺 㳻 㳼 㳽 㳾 㳿 㴀 㴁 㴂 㴃 㴄 㴅 㴆 㴇 㴈 㴉 㴊 㴋 㴌 㴍 㴎 㴏 㴐 㴑 㴒 㴓 㴔 㴕 㴖 㴗 㴘 㴙 㴚 㴛 㴜 㴝 㴞 㴟 㴠 㴡 㴢 㴣 㴤 㴥 㴦 㴧 㴨 㴩 㴪 㴫 㴬 㴭 㴮 㴯 㴰 㴱 㴲 㴳 㴴 㴵 㴶 㴷 㴸 㴹 㴺 㴻 㴼 㴽 㴾 㴿 㵀 㵁 㵂 㵃 㵄 㵅 㵆 㵇 㵈 㵉 㵊 㵋 㵌 㵍 㵎 㵏 㵐 㵑 㵒 㵓 㵔 㵕 㵖 㵗 㵘 㵙 㵚 㵛 㵜 㵝 㵞 㵟 㵠 㵡 㵢 㵣 㵤 㵥 㵦 㵧 㵨 㵩 㵪 㵫 㵬 㵭 㵮 㵯 㵰 㵱 㵲 㵳 㵴 㵵 㵶 㵷 㵸 㵹 㵺 㵻 㵼 㵽 㵾 㵿 㶀 㶁 㶂 㶃 㶄 㶅 㶆 㶇 㶈 㶉 㶊 㶋 㶌 㶍 㶎 㶏 㶐 㶑 㶒 㶓 㶔 㶕 㶖 㶗 㶘 㶙 㶚 㶛 㶜 㶝 㶞 㶟 㶠 㶡 㶢 㶣 㶤 㶥 㶦 㶧 㶨 㶩 㶪 㶫 㶬 㶭 㶮 㶯 㶰 㶱 㶲 㶳 㶴 㶵 㶶 㶷 㶸 㶹 㶺 㶻 㶼 㶽 㶾 㶿 㷀 㷁 㷂 㷃 㷄 㷅 㷆 㷇 㷈 㷉 㷊 㷋 㷌 㷍 㷎 㷏 㷐 㷑 㷒 㷓 㷔 㷕 㷖 㷗 㷘 㷙 㷚 㷛 㷜 㷝 㷞 㷟 㷠 㷡 㷢 㷣 㷤 㷥 㷦 㷧 㷨 㷩 㷪 㷫 㷬 㷭 㷮 㷯 㷰 㷱 㷲 㷳 㷴 㷵 㷶 㷷 㷸 㷹 㷺 㷻 㷼 㷽 㷾 㷿 㸀 㸁 㸂 㸃 㸄 㸅 㸆 㸇 㸈 㸉 㸊 㸋 㸌 㸍 㸎 㸏 㸐 㸑 㸒 㸓 㸔 㸕 㸖 㸗 㸘 㸙 㸚 㸛 㸜 㸝 㸞 㸟 㸠 㸡 㸢 㸣 㸤 㸥 㸦 㸧 㸨 㸩 㸪 㸫 㸬 㸭 㸮 㸯 㸰 㸱 㸲 㸳 㸴 㸵 㸶 㸷 㸸 㸹 㸺 㸻 㸼 㸽 㸾 㸿 㹀 㹁 㹂 㹃 㹄 㹅 㹆 㹇 㹈 㹉 㹊 㹋 㹌 㹍 㹎 㹏 㹐 㹑 㹒 㹓 㹔 㹕 㹖 㹗 㹘 㹙 㹚 㹛 㹜 㹝 㹞 㹟 㹠 㹡 㹢 㹣 㹤 㹥 㹦 㹧 㹨 㹩 㹪 㹫 㹬 㹭 㹮 㹯 㹰 㹱 㹲 㹳 㹴 㹵 㹶 㹷 㹸 㹹 㹺 㹻 㹼 㹽 㹾 㹿 㺀 㺁 㺂 㺃 㺄 㺅 㺆 㺇 㺈 㺉 㺊 㺋 㺌 㺍 㺎 㺏 㺐 㺑 㺒 㺓 㺔 㺕 㺖 㺗 㺘 㺙 㺚 㺛 㺜 㺝 㺞 㺟 㺠 㺡 㺢 㺣 㺤 㺥 㺦 㺧 㺨 㺩 㺪 㺫 㺬 㺭 㺮 㺯 㺰 㺱 㺲 㺳 㺴 㺵 㺶 㺷 㺸 㺹 㺺 㺻 㺼 㺽 㺾 㺿 㻀 㻁 㻂 㻃 㻄 㻅 㻆 㻇 㻈 㻉 㻊 㻋 㻌 㻍 㻎 㻏 㻐 㻑 㻒 㻓 㻔 㻕 㻖 㻗 㻘 㻙 㻚 㻛 㻜 㻝 㻞 㻟 㻠 㻡 㻢 㻣 㻤 㻥 㻦 㻧 㻨 㻩 㻪 㻫 㻬 㻭 㻮 㻯 㻰 㻱 㻲 㻳 㻴 㻵 㻶 㻷 㻸 㻹 㻺 㻻 㻼 㻽 㻾 㻿 㼀 㼁 㼂 㼃 㼄 㼅 㼆 㼇 㼈 㼉 㼊 㼋 㼌 㼍 㼎 㼏 㼐 㼑 㼒 㼓 㼔 㼕 㼖 㼗 㼘 㼙 㼚 㼛 㼜 㼝 㼞 㼟 㼠 㼡 㼢 㼣 㼤 㼥 㼦 㼧 㼨 㼩 㼪 㼫 㼬 㼭 㼮 㼯 㼰 㼱 㼲 㼳 㼴 㼵 㼶

全港湾の学習会等にご
参加頂き御礼申し上げます。
これからも地域に根付
いた法律事務所としての更
なる発展と、皆様のご健勝と
ご多幸を祈念致します。

杉本 恒

みなと福祉会に法律的な
アドバイス等を頂き、本当に助
かっています。今後も、親身な
法律事務所・人権の守り手とし
て、宜しくお願い致します。

久野 賢一

幹事さんからの お祝いメッセージ

港区になくてはな
らない、困っている人
たちにとって頼りになる
法律事務所です。更なる
発展を期待します。

岡田 エツ子

みなと医療生協
「なんでも相談」を行う中で、
難しい相談はみなと事務所を
紹介しています。これから
も頼りにしています。

最賀 猛

クルージング企画から
もう5年も経ったのです
ね。地域に根ざす弁護士事
務所があることは本当に心
強いです。益々のご発展を
心よりお祈りします。

堀 恵子

最大の人権侵害であ
る冤罪や弾圧事件に、
これからも一緒に
闘っていきましょう。

島田 秀年

地域に密着した弁護士
事務所が存在することは、
大切なことだと思います。
是非地域の法律事務所とし
て頑張ってください。

植木 日出男

社会的弱者の立場に
立って活躍されていること
を心強く思います。気軽に相談
できる法律事務所として、更に発
展されることを期待します。

川合 一成



地下鉄名港線「東海通」①番出口より徒歩約7分
駐車場：事務所横5台

〒455-0001 名古屋市港区七番町3丁目1番地の3
TEL:052-659-7020 FAX:052-654-7749

みなと 新事務所 7/1移転



本件は、被告人(A)は「偽造した資料を利用して不正に融資を受けた」として詐欺に問われた事件である。

- ①Aが、X（関係者）に融資の仲介を申し込んだところ、XはY（被害者）に話を持ちかけた。
- ②YはXと相談した結果、担保が提供されるなら融資に応じることを決定し、Xはその旨をAに伝えた。
- ③AはXに対して偽造した資料を提供し、その後、A X Yの3人が集まったときにも同じ資料を示してYを欺き、その場でYの経営する会社から3000万円の融資を受けた。

弁護士 吉川 哲治
よしかわ てつじ



弁護士の目標として「刑事裁判で無罪判決を獲る」ことが挙げられることがあり、私も密かに目標にしていたのですが、この度、事件を一緒に担当した著名な弁護士に大いに助けられる形ではありましたが、確定無罪判決を獲ることが出来ましたので、簡単に報告させていただきます。

地裁では残念ながら、検察官が起訴した内容で有罪判決（**下図①**）となってしまいました。

XがAと会って偽造した資

いて、Aのアリバイが成立し、Xの証言を前提にすれば、偽造した資料を提供したのはA以外の誰かにならざるを得ないという事実が明らかになっても、裁判官はこの点を無視したのです。偽造した資料が事前にAの名前でXにFAX送信されていたことから（Aを名乗ってFAX送信することは誰でも出来るのに）、Aが騙したことに変わりはないという理屈でした。

ところが、ここから事態は急

家宅搜索され、Xのスマートフォンも押収・解析された結果、YがAへの融資話を知った

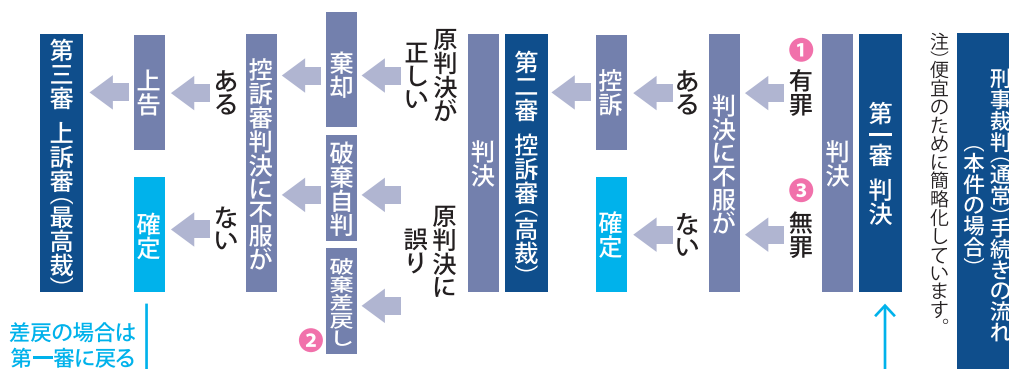
が担保を条件にAへの融資に応じるかのような相談をしたという筋書きそのものが成立し得ないことが明らかになっていたので。私たちは偶然この事を知ることができたので、これを証拠として高裁に提出し、検察官の主張する筋書きは成り立たないと主張しました。

結局、検察官は最初の筋書き

での有罪立証を事実上断念し、新たな筋書きを追加しました。が、高裁では、地裁の有罪判決が破棄され（下図②）、新たな筋書きについて審理をやり直すようにという差し戻し判決が出されました。

その後、地裁で再びXが証言したのですが、その証言は全く信用されず、検察官が追加した新たな筋書きについても信用出来ない」と判断され、私たち弁護人が最初から主張していた「Aではない誰かが偽造した資料を提供した」その人物こそが騙した真犯人であるという合理的疑いが残る」との主張が認められ、無事に無罪判決（**図3**）が出されたのです。

本件については、ここでは書き切れない事実が他にも沢山あり、刑事事件は終わりました。が、別の事件が続いていく予定です。そちらについても、機会があれば報告できればと思っています。



生存権裁判 (いのちのとりで愛知訴訟)

【事件概要】

2013年、厚生労働大臣は「物価下落」等を理由に生活保護基準(生活費部分)を最大10%も引下げた。

ところが、「物価下落」は見せかけであった。生活保護基準を検討するにあたって基礎となるデータや基準時が、物価が下落したとの結果となるように恣意的に選択されていたのである。

このような生活保護基準の引き下げが憲法25条で保障される生存権の侵害及び生活保護法第8条に違反するとして、全国29都道府県で1000人を超える原告が裁判を起こした。

—愛知訴訟の経過—

2014年7月31日 名古屋地裁へ提訴

2020年6月25日 第1審判決(棄却)原告控訴

※9年に渡る裁判のため、裁判中に原告2名が亡くなり、心身の不調により訴訟の継続を断念した方もいる。

弁護士 金井 英人
かない ひでひと



2023年11月30日、名古屋高等裁判所民事第2部(長谷川恭弘裁判長)において、歴史的な逆転完全勝訴判決が下されました。

裁判の争点

生存権裁判(いのちのとりで裁判)は、2013年に厚生労働大臣が生活保護基準を最大10%も引下げたことにより生活保護利用者の生存権が侵害されたとして、引下げ処分の違憲・違法を争っているものです。この裁判の主な争点は、引下げ処分にあたり、厚生労働省

が、物価による調整をする場合に本来用いるべき「水準均衡方式」を用いずに、「ゆがみ調整」「デフレ調整」という手法を用いた点にあります。

いずれも厚生労働省が生活保護の引下げをするために用いられた手法で、利用されるデータや選択される基準時などの点で、物価水準が大幅に下がっているように見せかける仕組みになっています。そうした、本来あるべき方法とは異なる方法を恣意的に用いて引下げを行ったことは、明らかに裁量権を逸脱し違法であるといふべきなのですが、第1審判決では「生活保護に対する国民感情」を根拠に引下げ処分は全て適法と判断されました。

歴史的判決

そして、名古屋高裁判決は、これらの問題点を克明に指摘し、いずれも違法と判断しました。そればかりか、引下げ処分により生活保護受給者が被った精神的苦痛は処分を取り消しても回復できない損害であるとして国家賠償も認められました。

控訴審判決は、国家賠償を認める理由中で、「健康で文化的な最低限度の生活」について、「人が3度の食事ができているだけでは、生命が維持できているというにすぎず、到底健康で文化的な最低限度の生活であるといえないし、健康であるためには、基本的な栄養バランスのとれるような食事を行うことが可能であることが必要であり、文化的といえるためには、孤立せずに親族間や地域において対人関係を持ったり、自分なりに何らかの楽しみとすることをを行うことなどが可能でなければならない」という画期的な判断を示しました。

生存権裁判は全国各地で行われており、名古屋高裁判決時点での各地裁判決は12勝10敗でしたが、名古屋高裁判決を経て、その後も津(三重)や富山などの各地裁で原告勝訴判決が続いています。

この判決を受けて、国や自治体は上告をしています。生活保護基準の改定や引下げ処分が違法であることは明らかであり、これ以上、生活保護受給者を苦しめることは許されませ

ん。名古屋高裁判決の判断をまさに基準として、国民の「健康で文化的な最低限度の生活」が守られていくことを願います。



国に「重過失あり」と初の賠償命令 2023年11月30日 名古屋高裁で「逆転完全勝訴」判決

「いのちのとりで」ホームページ
<https://inochinotoride.org>



ゴルフ愛好会

ゴルフコンペのお知らせ

■と き／9月16日(月・祝)

■ところ／愛岐カントリークラブ

※参加ご希望の方は、事務局までお問い合わせください。

TEL:052-451-7746

ホームページ

名古屋法律事務所

検索

ブログ公開中!

法律・税金に関する気になる情報のほか、事件報告や時事ネタ、スタッフの世間話など、随時更新中。

【最新ブログ】「どの程度の別居期間で離婚が認められるのか？」
「推し活と法」(予定)

ご相談受付

要予約

電話・オンライン法律相談のご案内

ご自宅にいながら、弁護士に電話やZoomを使用したオンライン相談が可能です。

そもそも弁護士に依頼すべき？とお悩みの方もお気軽にどうぞ。



友の会企画

あゆを食す! リスとふれあう! 岐阜金華山さんぽのご案内

■日 時／11月16日(土) 9時 JR岐阜駅集合

■内 容／岐阜公園→金華山→昼食→川原町散策

昼食:川原町泉屋 15時ごろ 現地解散

■参加費(自己負担)／約5,000円(ロープウェイ、リス村、岐阜城
昼食3,630円込) + 交通費

※申込は名古屋法律事務所へ



「あらくさ」へのご意見・ご感想をお寄せください。



■お申し込み・お問い合わせは名古屋法律事務所友の会まで

法律相談は、あらかじめお電話またはホームページの予約フォームでご予約下さい。

愛知県弁護士会所属 弁護士 松本 篤周 弁護士 加藤 美代 弁護士 兼松 洋子

弁護士 樽井 直樹 弁護士 吉川 哲治 弁護士 酒井 寛

弁護士 金井 英人 弁護士 中川 亜美 弁護士 小宮 千歩

名古屋税理士会所属 税理士 丸山 良恵 税理士 西村 匡史 税理士 小鹿 啓子

■弁護士法人 名古屋法律事務所 本部事務所／名古屋法律事務所友の会

TEL 052-451-7746 FAX 052-451-7749

■弁護士法人 名古屋法律事務所 みなと事務所

TEL 052-659-7020 FAX 052-654-7749

■弁護士法人 名古屋法律事務所 みどり事務所

TEL 052-629-0070 FAX 052-629-0071

■税理士法人 なごや経理

TEL 052-451-7747 FAX 052-451-7748

名古屋法律事務所
ウェブサイト



みなと事務所10周年。なによりも友の会のみなさまのご支援があったからこそと深く御礼申し上げます。特集ページに寄せていただいた幹事さんからの期待の声にしっかりと応えていかなければならないと、身の引き締まる思いです。さらにこの節目に、同じ港区内に事務所を移転することとなりました。さて、今回の表紙は幸福の象徴であるイルカです。名古屋港区といえは名古屋港水族館を連想される方も多いと思います。みなと事務所も地域のみなさまから、「困った時にはみなと事務所へ」と頼りにしていただけたら、より一層頑張っていきたいと思います。これからも猛暑の折くれぐれもご自愛ください。

編集後記

ホームページ <http://www.nagoyalaw.com> Eメール info@nagoyalaw.com